

社団法人横浜建設業協会入会規程

(入 会 資 格)

第1条 本会の入会資格は次のとおりとする。

- (1) 建設業法で定める許可業者であること。
- (2) 横浜市内に本店を有し、横浜市発注工事の指名資格を有すること。
- (3) 資本金 300 万円以上の会社であること。

(入 会 手 続)

第2条 本会に入会しようとする者は、下記の手続きをしなければならない。

- (1) 当該区会の推薦を得て所定の入会申込書(様式1号)及び建設業許可書の写、経営事項審査申請書写を添付するものとする。
- (2) 本会が入会申込書を受理したときは、総務委員会において資格審査を行い、理事会の承認を得るものとする。随時とする。
- (3) 入会申込者が入会承認通知書(様式2号)を受領したときは、区会理事を保証人として誓約書(様式3号)を提出すること。

(会 員 の 資 格 取 得)

第3条 入会を承認された者は、入会承認通知書受領後 10 日以内に所定の入会金を納付し、納付の日をもって会員たる資格を取得する。

(会 員 の 責 任 と 義 務)

第4条 会員は定款第 10 条を遵守し、本会の発展に寄与する義務を有する。

(入 会 者 に 対 す る 保 証 人 の 責 任)

第5条 保証人は被保証者が下記の事実を生じたときは、理事会の決定により、これが処理の責任を負うものとする。

- (1) 誓約書及び本会の規程に違反したとき。
- (2) 会員の義務を履行しなかったとき。
- (3) 会の信用をきずつける行為をしたとき。

(4) 会員の名誉を失墜したとき。

附 則

この規程は、昭和 50 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 55 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 11 月 15 日から施行する。